

防整施（事）第152号  
28.3.31

大臣官房長  
整備計画局長  
地方協力局長  
施設等機関の長  
各幕僚長 殿  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

事務次官  
(公印省略)

入札監視委員会設置要綱について（通達）

標記について、別紙のとおり定められ、平成28年4月1日から適用することとされたので通達する。

なお、入札監視委員会設置要綱について（防経施第3519号。20.3.21）は平成28年3月31日をもって廃止する。

添付書類：別紙

## 入札監視委員会設置要綱

(趣旨)

第1 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定。以下「指針」という。）及び随意契約の適正化の一層の推進について（平成19年11月2日公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）を踏まえ、防衛省発注機関（契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）が実施する入札及び契約について、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、地方防衛局に第三者で構成する入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項等)

第2 委員会は、防衛省発注機関が発注する建設工事等（建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31）の別紙第2項に規定する技術業務をいう。以下同じ。）に関する入札及び契約に関して、次の各号に掲げる事項について、それぞれの規定により処理するものとする。

(1) 入札監視

ア 防衛省発注機関の長又は防衛省発注機関の長が指定する者（以下「防衛省発注機関の長等」という。）が提示する契約の実績の中から審議の対象とする契約（ただし、契約金額が250万円を超えない建設工事及び100万円を超えない技術業務並びに国の行為を秘密にする必要がある建設工事等を除く。）を抽出し、当該契約の内容について契約担当官等又はその委任を受けた者から説明を受け、参加資格の設定の経緯、指名及び落札者決定の経緯並びに随意契約の相手方選定の経緯等についての審議を行い、必要に応じて地方防衛局長に対し意見の具申又は勧告を行う。

なお、審議に当たっては、応札者（応募者）が1者しかいないものについては、重点的に取り扱うよう留意する。

イ 次に掲げる項目に関する統計的分析に基づき、入札及び契約の状況等について審議を行い、必要に応じて地方防衛局長に対し意見の具申又は勧告を行う。

- (ア) 落札率及び個々の入札における全入札参加者の入札金額の状況
- (イ) 再度入札における入札金額の一位不動・順位不動等の状況
- (ウ) 低価格入札の状況
- (エ) その他の入札状況

(2) 談合疑義案件審議

談合疑義案件について契約実施機関の長等から説明を受け、談合の疑いについての審議を行い、必要に応じて地方防衛局長に対し意見の具申を行う。

(3) 再苦情処理等

防衛省発注機関の長の依頼により、再苦情処理（建設工事の入札及び契約の過程に係る苦情申出に対する防衛省発注機関の回答について、さらに不服のある者の再度の苦情申出に対する回答を行うことをいう。以下同じ。）及び再説明請求の処理（工事成績評定に係る苦情申出に対する防衛省発注機関の説明について、さらに不服のある者の再度の苦情申出に対する説明を行うことをいう。以下同じ。）に関する審議を行い、その結果を地方防衛局長に報告する。

2 委員会は、防衛省発注機関が締結する契約（建設工事等を除く。）に関して、次の各号に掲げる事項について、それぞれの規定により処理するものとする。

(1) 入札監視

防衛省発注機関の長等が提示する契約（委員会以外の防衛省における第三者機関により委員会が行うものと同様の監視が行われている契約は除くことができる。）の実績の中から審議の対象とするものを抽出し、当該契約の内容について契約担当官等又はその委任を受けた者から説明を受け、参加資格の設定の経緯、指名及び落札者決定の経緯並びに随意契約の相手方選定の経緯等についての審議を行い、必要に応じて地方防衛局長に対し意見の具申又は勧告を行う。

なお、審議に当たっては、応札者（応募者）が1者しかいないものについては重点的に取り扱うよう留意する。

(2) 談合疑義案件審議

談合疑義案件について契約実施機関の長等から説明を受け、談合の疑いについての審議を行い、必要に応じて地方防衛局長に対し意見の具申を行う。

(3) 再苦情処理等

防衛省発注機関の長の依頼により、再苦情処理及び再説明請求の処理に関する審議を行い、その結果を地方防衛局長に報告する。

3 委員会から前2項の規定により意見の具申若しくは勧告又は報告を受けた地方防衛局長は、これを速やかに関係の契約担当官等又は防衛省発注機関の長に通知し、当該契約担当官等又は防衛省発注機関の長は、これを踏まえ、所要の措置（報告を受けた場合にあっては、適切に再苦情処理及び再説明請求の処理）を講じなければならない。

（委員会の構成）

第3 委員会は、原則として、委員5名で構成する。

- 2 委員は、公正中立な立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、地方防衛局長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(運営)

第4 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員会に関する事務を処理するため、委員会の下に事務局を置くこととし、防衛省発注機関の長が指名した者により構成する。
- 4 防衛省発注機関の長は、委員会から資料の提出及び委員に対する説明その他委員会の審議等に必要な事項についての求めがあったときは、これに応じなければならない。

(委員の除斥)

第5 委員は、会議における審議等に際しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に関与することができない。

(秘密を守る義務)

第6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報告)

第7 地方防衛局長は、委員会における審議結果を取りまとめ、第2第1項の審議に関するものは整備計画局長に、第2第2項の審議に関するものは防衛装備庁長官に報告する。

(公開等)

第8 会議は非公開とし、次に掲げる事項を、地方防衛局の文書閲覧窓口及びホームページにおいて公表することとする。

- (1) 委員の氏名及び職業
- (2) 委員会の議事概要
- (3) 地方防衛局長に対する意見の具申若しくは勧告又は報告の内容

(雑則)

- 第9 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な細部事項は整備計画局長が、委員会の運営に関し必要な事項は地方防衛局長が定める。
- 2 地方防衛局の管轄区域に所在する地方防衛局以外の防衛省発注機関の長は、委員会の運営に必要な協力を行うものとする。